

地域運営委員会の制度の見直しについて

1 見直しの内容

(1) 構成団体（必須5団体）の要件見直し

- ① 地域運営委員会の設立に当たって必須の構成団体としている5団体（※）について、5団体を構成団体とすることを原則としつつ、以下の条件を満たす協議体についても地域運営委員会とします。

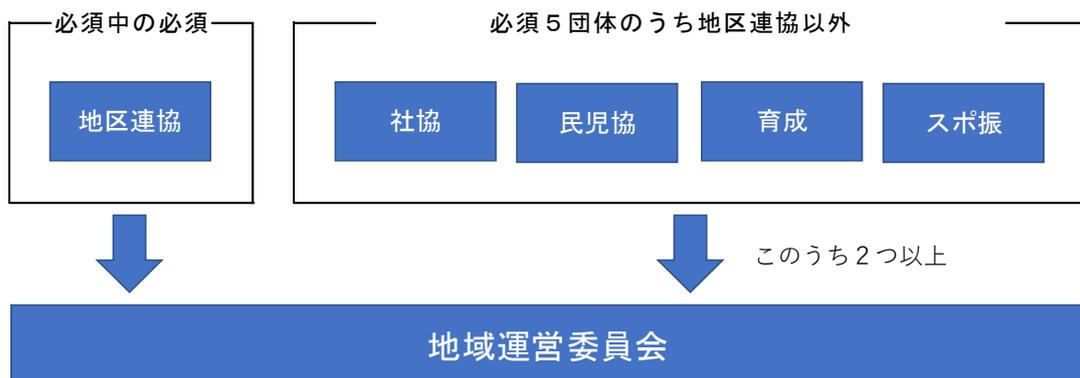
※必須の構成団体

- ・地区町内自治会連絡協議会（地区連協）
- ・社会福祉協議会地区部会（社協）
- ・地区民生委員・児童委員協議会（民児協）
- ・青少年育成委員会（育成）
- ・地区スポーツ振興会（スポ振）

【条件1】横断的に地域活動を担う地区連協は必ず構成団体とすること。

【条件2】その他の4団体のうち、2団体以上を構成団体とすること。

→必須5団体のうち、地区連協を含む3団体以上を構成団体とすること。



- ② 構成団体の要件見直しに合わせ、見直した要件で設立された地域運営委員会に対する活動支援補助金の補助限度額を新たに定めます。

<補助金の限度額等>

補助金種別	現行要件での設立 (変更なし)	緩和要件での設立 (新設)
設立支援補助金※	10万円	10万円
活動支援補助金※	20万円	必須5団体のうちの構成団体数×4万円
地域運営交付金	適用	適用外

※ 補助率・対象事業・対象経費に変更はない。

【見直しの理由】

- ① 地域運営委員会については負担増加への懸念などがあり、設立が進んでいません。

このような状況の中で、必須5団体全ての合意がなくても、地域内で活動する様々な団体が地域課題について話し合い、解決していこうとする地域において、地域運営委員会の設立を可能とすることで、こうした動きを後押しするとともに、一層の設立促進を図り、地域課題解決や地域の活性化につなげていくため構成団体の要件を見直すこととしました。

- ② 緩和された設立要件に基づき設立された地域運営委員会についても、活動を支援しますが、必須5団体を構成団体として設立した他地区の地域運営委員会との均衡を図るとともに、将来的に必須5団体全てを構成団体とする動機づけとするため、新たな補助上限額を設定することとしました。

(2) 地域運営委員会活動支援補助金・地域運営交付金に係る事業収入の取扱い

地域運営委員会活動支援補助金、地域運営交付金に係る事業収入の取扱いについて、新たに、補助対象事業の実施にあたり補助金以外の収入があった場合は、これを控除することとします。

<控除する補助金以外の収入の例>

補助対象事業実施のために徴収した費用（材料費、参加費、保険代等）

- 事業において、参加者より材料費を徴収する場合

総事業費 10万円 － 参加者から徴収した材料費 1万円
＝ 補助対象経費 9万円

【見直しの理由】

地域運営委員会については、地域課題の解決に必要な事業の拡大や新規事業の立ち上げ等のために、自主財源（補助金以外の収入）の確保が重要であると考え、自主財源を補助対象経費から控除していませんでした。

しかし、市の事務事業定期監査において、補助金の交付決定に際しては、収入額を補助対象経費から控除して補助金額を算出することを検討するよう、指導を受けたため、見直しを行うこととしました。

2 見直し時期

令和6年4月1日付けで、以下要綱の改正を行います。

- ・ 千葉市地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱
- ・ 千葉市地域運営委員会交付金交付要綱

以上